佐々町水道施設寄附採納要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、佐々町水道事業の給水区域内において、個人により設置された水道施設の寄附を採納する場合、その施設の条件及び手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）給水区域　佐々町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第12 号）第2条第2項に規定する区域をいう。

（２）公道　次に掲げる道路をいう。

ア　道路法（昭和27 年法律第180 号）第2条に規定する道路

イ　法定外道路　前号の道路法の適用を受けない道路で佐々町が管理する道路

ウ　国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する農業用道路

（３）私道　公道以外の道路をいう。

（４）水道施設　給水管及びその付属物

（５）配水管　配水池等を起点として需要者に配水することを目的として管理者が公道等に布設した管をいう

（６）給水管　配水管から分岐して個人が布設した管をいう。

（基本的条件）

第３条　佐々町水道事業に寄附しようとする水道施設（以下「寄附施設」という。）は現に給水の用に供されており、又は供される予定であり、かつ公共性の高いもので、次の各号に定める条件に適合し、かつ、町が必要と認めたものでなければならない。この場合において、寄附施設は佐々町水道事業の水道施設に直結しているものでなければならない。

（１）寄附は無条件であること。

（２）寄附施設に設置されている水道メーターが5個以上、又は、5個以上予定されてお　　り、想定される将来の需要に対しても十分な水量及び水圧が確保されていること。

（３）破損、漏水等のない良好な施設であること。

（４）寄附施設の所有者及び利害関係者全てに、寄附採納についての同意を得られること。

（５）私道の土地の所有者又は管理者は、寄附施設が存続する期間、所有地が町において無償占用及び無条件で使用されることに承諾していること。

（６）寄附施設の所有者及び利害関係者全てに、水道料金の滞納がないこと。

（構造等）

第４条 寄附施設の構造等については、次の要件を全て満たすものとする。

（１）他の施設及び構造物等との離隔が十分に確保され、維持管理を容易に行うことができるものであること。

（２）使用材料が、町の承認を受けたものであること。

（３）配水及び維持管理に支障がなく、使用水量及び水圧に十分耐えうるものであること。

（４）弁栓類、ドレン等、配水や維持管理に必要な設備が設置されていること。

（５）設置されている場所が公道又は現に公衆の用に供されている私道であり、その幅員は１．５メートル以上であること。

（６）寄附を受ける給水管は管径が４０mm以上で、延長が原則２０メートル以上であること。

（７）寄附を受ける給水管は、布設から１０年以内の管であること。

（寄附採納の申請）

第５条 水道施設を寄附しようとする者は、町長に次の書類を提出するものとする。

（１）寄附採納申請書（様式第１号）及び位置図

（２）土地使用承諾書（様式第２号）（私道内の水道施設を寄附する場合に限る。）

（３）字図、登記簿謄本（または抄本）及び印鑑証明書

（４）施設内容説明書（平面図、縦断横断図、詳細図、構造図）（給水装置申込書に代えることができる。）及び写真

（５）その他町長が必要と認める図書

（審査）

第６条 申請書が提出されたときは、町において審査を行うものとする。

２　前項の審査において、町は、申請者に対し、必要に応じて漏水調査及び試験堀を指示することができる。なお、その費用は申請者負担とする。

（申請者への通知）

第７条 審査及び調査を行った結果、寄附の採納又は不採納を決定したときは、申込者に対し、寄附採納通知書(別記様式第３号)又は水道施設寄附不採納通知書(別記様式第４号)により通知するものとする。

か　し

（瑕疵担保）

第８条 瑕疵担保期間は、寄附施設が町へ帰属した日の翌日から起算して2年とする。ただし、故意又は悪質と思われる過失については10年とする。

（権利の放棄及び第三者に対する責任）

第９条 寄附施設については、すべての権利を放棄すること。

２　寄附採納によって第三者から異議等が生じた場合は、申請者において解決するものとする。

（適用除外）

第１０条　都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定の適用を受ける開発行為による水道施設の寄附はこの要綱の適用外とする。

（特例）

第１１条　町長が公益上、特に必要と認めるものについては、この要綱の規定によらないことができる。

　　　附　則

この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。